

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業）城山地区外1）計画を平成19年10月2日変更した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成19年10月16日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成19年10月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀